

フランスにおける社共の政権協力と

決裂（一九四四—一九四七年）

——社会党の政権構想と経済復興路線を中心にして——

杉 本 淑 彦

【要約】 一九四七年にフランス社会党が自党首班下の連合政権から共産党を排除したのは、戦後経済復興のための援助欲しさにアメリカの反共政策に追随したからだ、とこれまで繰り返して主張されてきた。しかし、①社会党の経済復興路線は、外国経済援助獲得の他に、賃金凍結——三六年人民戦線内閣の経済政策破綻から引き出した歴史の教訓であると同時に社会主義への道構想に深く組み込まれていた——から成り立っており、これに対して共産党が賃上げを強要したことが社共決裂の重大な要因であった。②確かに社会党の実践上の賃金政策は賃上げ容認と賃金凍結との間で動揺したが、これは選挙への懸念の有無と係わっていたのである。③そして、三度の選挙毎に社会党が敗北し、一方の共産党が勝利を重ねた事実も、共産党への社会党の対応に影響を及ぼし社共決裂の一要因となったのだ。

史林 六五巻六号 一九八二年十一月

はじめに

「世界史の現段階において、ほとんどすべての国民が二つの生活様式の何れかの選択を迫られている。……私は、武装した少数者や外部の圧力による征服の試みに抵抗しようとしている自由な諸国民を支援することが合衆国の政策でなければ

ばならない、と信じる。」一九四七年三月一二日、トルーマン・ドクトリン^①が発表された。四月二四日、米ソ英仏四国外相モスクワ会談は、六週間に亘る交渉の末、ドイツ管理問題に関して何らの合意に達せず決裂した。トルーマン・ドクトリンの発表とモスクワ外相会談の失敗は冷戦の本格的開始を画した、といわれている。そして五月四日フランスでは、ルノー労働者の賃上げ要求を支持する共産党閣僚が、賃金凍結を主張する政府への信任投票の際不信任を投じ、それを契機にラマディエ P. Ramadier 社会党首相下の連合政権から共産党が追放された。

何故フランス社会党はレジスタンス以来の友党だった共産党を政権から排除したのか。この問いへの回答は普通、アメリカの対西欧反共干渉政策が貫徹したことになりに見いだされている。つまり、社会党はアメリカの財政援助及びアメリカの協力によるルールとザール石炭の安価な利用を梃子に自国経済を復興させようと考えていたが、当のアメリカは、共産党が政権参加しているような国に支援を与えるなどという寛容さを持ち合わず、支援と引き換えに共産党との政権協力を放棄するよう社会党に圧力をかけ、斯くして社会党は政権からの共産党排除を決意した、という見解である。そして、フランス共産党の排除と前後して三月一九日にベルギー、五月一三日にイタリアに於いても共産党が政権から追放された事実がこの見解を裏づける、と考えられている。

アメリカ圧力論とでも呼べるこの見解の熱心な擁護者は、まず、一方の当事者たるフランス共産党である。

「私たちはアメリカ資本家の命令によって内閣から追い出される一九四七年五月まで内閣にふみとどまり……」^②

「フランスでも、イタリアでも、ベルギーでも、ルクセンブルグでも、コミュニスト大臣が政府から追放されたのは、アメリカのさしがねによるものであった。……フランス政府からコミュニストを遠ざけるための表面上の理由は、ルノー工場の労働者の要求を支持したということであった。……だがそれは口実でしかなかった」^③

というわけである。

そして、日本に於いてはこの見解が独占的地位を獲得している。列挙すると、

「トルーマン宣言が発表された。アメリカ合衆国の援助にすぎるためには共産党閣僚の排除が必要であることが支配層に感得された。……共産党が国営ルノー自動車工場のストライキを支持したことを口実として、ラマディエ内閣は共産党を閣外に追放した。」

「経済生活は崩壊寸前の様相を呈していた。……フランス政府はこの体制の危機をアメリカからの援助により切り抜けようとし、いち早く経済政策面での西側への傾斜を深めていた。……トルーマン大統領がトルーマン・ドクトリンを発表し、その結果西欧各国政府から共産党閣僚が排除されるようになった。……フランスでは共産党閣僚を政府から排除するには口実が必要であった。……ルノー工場でストライキが拡大したとき、共産党はラマディエ内閣の物価賃金政策に反対を表明した。これを契機にラマディエは共産党閣僚の追い出しを発表した。」

「それ（トルーマン・ドクトリン）は、アメリカの『援助』下にある西欧政府からの共産党閣僚の追放要求を内包しており、事実、この時期における西欧各国政府の行動はそれに照応している。……共産党閣僚の排除は、すでにそれ（政府の賃金凍結政策への不信任投票）以前に、冷戦本格化開始段階において、ラマディエおよび政府右派によって決定されており、この不信任問題はその形式的契機にはかならなかった。」

「社会党のラマディエ首相は共産党員を内閣から排除した。ルノー問題はむしろ口実であり、アメリカに対する考慮が背後にあったことであつた。」

「これ（共産党が政府の賃金凍結政策を非難したこと）はラマディエが長い間探し求めていた、公けに共産党を内閣から『くび』にする『技術的』な理由を彼に与えたのである。……内閣から共産党を『追い出す』ことを決定したものが国際情勢であつたことは明らかである。……フランスが基本的に必要とするものが、その産業設備を新しくするためのアメリカの借款であつたことは明らかである。それに加えてアメリカが管理している石炭、……フランスの多大の経済的必要を考えたならば共産党がどうしてもこれ以上内閣にとどまっておれないことは明らかであつた。」

「四七年四月までには、フランスの経済的必需品さえも、フランスが米英を全面的に支持しないかぎり、満たされないということ
がフランス人には明らかになった。……五月にラマディエは共産党を内閣から排除した。かれがそうするのに、アメリカからかなり

の圧力があつたと、いわれる。」^⑨

まさにアメリカ圧力論の大合唱である。

勿論欧米でもアメリカ圧力論は有力であり、しかも時とともに支持者を増やしている。^⑩

とは言え欧米に於いては、アメリカ圧力論の範疇に属さない見解も少なからずある。まず、共産党排除の原因は冷戦世界体制の中で社会党が西側陣営を選んだからだと極めて一般的に規定した上で、(一)アメリカの圧力に全く言及しない見解^⑪(二)アメリカの圧力を認めるが社会党の共産党排除決定はそれを十分に意識したものではなかったとする見解^⑫(三)圧力がかかる以前に社会党は自主的に行動したとする見解^⑬である。そして、共産党排除の原因を社会党側でなく賃金凍結を非難した共産党側に求めた上で、(一)アメリカの圧力に言及しない見解と(二)圧力があつたことは確かだが圧力自体は社会党の行動に影響を与えなかったとする見解もある。

ともあれアメリカの介入は紛れもない事実であり、従ってそれが社会党の行動に一定の影響を与えたことは十分に考えられる。そういう意味において、アメリカの圧力に言及しない態度は不当だろう。しかし、アメリカ圧力論のように、圧力があつたことと共産党が排除されたことを取り出して並べ、圧力が排除のいかにも主因であつたかのように片付けてしまうのは短絡ではないだろうか。この見解は、共産党の賃上げ要求と社会党の賃上げ拒絶との連関を共産党排除の口実・形式・技術的理由に過ぎなかったとしか評価せず、社会党にとって賃金凍結政策はアメリカの支援を可能にするという点——確かに重要な点だが——を除いては何の意味合も持っていなかったかのように見做しているわけだが、これで果たして事実全体を把えきつていると言えるだろうか。しかも、国際情勢や政策対立だけが社共決裂の誘因だったと考えてよいのだろうか。

この点では、アメリカ圧力論の範疇に入らない諸見解も同様の不充分性を抱えている。何故なら何れの場合も、共産党排除に踏み切った社会党側の事情が、国際情勢レベルを除いて全く明らかにされていないからである。

共産党閣僚解任事件の全体像を把握するためには、何故アメリカの反共干渉政策という外因が貫徹しえてフランス政治の流れが大きく変わることになったのかを、国内状況を分析しつつ説明する必要がある、しかもその際には、社会党の行動の、国際情勢レベル以外の源泉を詳らかにする作業が肝要だろう。本稿の目的はこの作業を試みることにあつた。

① W. LaFaber (ed.), *The Origins of the Cold War 1941-1947*, 1971, pp. 154-55.

② M. トーニス(北原訳)『人民の子』一九七八年 大月書店 一五二頁。著者は当時の党書記長。

③ F. ビネー「わが政府参加時代」(杉江、安藤訳『フランス現代史(下)』一九七五年 青木書店 所収)一五六頁。著者は当時の党政治局長であると同時に六度にわたる入閣経験者。他の党出版物としては『*Histoire du Parti communiste français (manuel)*』, 1975, p. 501; J.-P. Scot, "La S. F. I. O. et l'exercice du pouvoir (1944-1947)", in *Histoire du réformisme en France depuis 1920*, t. 2, 1976, pp. 306-07 参照。

④ 斎藤孝「第二次世界大戦の終結と戦後の世界」『岩波講座世界歴史現代6』一九七二年 所収) 四四四、四五七頁。

⑤ 海原峻『フランス現代史』一九七四年 平凡社 一三三―一三三頁。

⑥ 中木康夫『フランス政治史(中)』一九七五年 未来社 一八二頁。

⑦ 河野健二『フランス現代史』一九七七年 山川出版社 二五四頁。

⑧ A. ワース(野口、高坂訳)『フランス現代史(一)』一九五八年 みすず書房 三四四―四五頁。

⑨ H. ティント(藤木訳)『現代フランス外交史』一九七七年 御茶の水書房 一四六頁。

⑩ J. Favet, *La IV^e République*, 1959, pp. 147-49; D. Yergin, *Shattered Peace: The Origins of the Cold War and the National Security State*, 1977, pp. 302-12; P.-M. de la Gorce, *L'après-guerre 1944-1952*, 1978, pp. 244-45; J.-P. Rioux, *La France de la Quatrième République*, t. 1, 1980, pp. 161-62; R. W. Johnson, *The long march of the French left*, 1981, pp. 29-31.

⑪ *L'Année politique 1947*, 1948, introduction d'A. Siegfried, p. XII; id., *De la III^e à la IV^e République*, 1956, p. 155; J. Julliard, *La IV^e République*, 1968, p. 119; G. Dupoux, *La France de 1945 à 1965*, 1969, p. 68.

⑫ A. Grosser, *La IV^e République et sa politique extérieure*, 1961, pp. 206, 218.

⑬ G. Elgey, *Histoire de la IV^e République*, t. 1, 1965, pp. 248-52, 272-79.

⑭ D. Pickles, *French politics: The First Years of the Fourth Republic*, 1953, pp. 74-78; F.-G. Dreyfus, *Histoire des gauches en France 1940-1974*, 1975, p. 68.

⑮ J. and G. Kolko, *The Limits of Power: The World and United States Foreign Policy 1945-1954*, 1972, p. 347.

第一章 社共政権協力の萌芽

三九年八月の独ソ条約締結後苛烈な対立状態に陥っていた社共は、レジスタンスを通して協力関係を次第に築き始めた。四〇年六月の軍事敗北とそれに続くヴィシー対独協力政権誕生という激流の中で組織が崩壊していた社会党は、四一年上半期までに中央執行部を地下再建(主メンバーは、書記長マイエル D. Mayer、フィリップ A. Philip、ラノスト R. Lacroste、ブロンクール E. Bloncourt 等)し、一方の共産党も同年六月の独ソ戦勃発後抵抗運動を本格化させる。そして四二年以降、社会主義者と共産主義者が加わる様々な抵抗組織が結成されていく。本土に於ける抵抗運動の拡大と平行して、社共と在ロンドン『フランス国民委員会』のド・ゴールとの接触も漸次密度を増した。まず四二年に入るとマイエルを筆頭に社会党指導者が相次いでロンドン入りし、四三年一月には共産党もロンドンへ代表を派遣する。次いで同年五月、社共を含む本土内全抵抗組織は、統一司令部『全国抵抗評議会』(以下CNR)を結成し同時に「ド・ゴール將軍主導下の臨時政府樹立を要求する」と決議する^①。そして翌月『フランス国民委員会』は改組されて事実上の臨時政府『フランス国民解放委員会』(以下CFLEN)がアルジェに設置され、この時社会党からフィリップ(内務)とティクシエ A. Tixier(労働・社会福祉)、ル・トロケ A. Le Troquer(陸空軍)がCFLEN入りし、またこの年の秋までには共産主義者のCFLEN入りも内定する。さらに九月、CFLENは準立法機関の臨時諮問議会 *Assemblée consultative provisoire* を設置し、七名の社会主義者と五名の共産主義者が議員資格を得る。ここに至って社共は、CFLEN議長ド・ゴールを軸に、解放後を展望しつつ事実上の政権協力関係に入った、と言えるだろう。そして、連合軍の北仏上陸が切迫するにつれて、この社共政権協力の本身も具体的に煮詰まる。四四年三月CNRは、解放後実施すべき改革の概要を記した綱領を作成したのである。つまりこのCNR綱領^④が、解放後の連合政権内で社共が協力して実現を目指すべき諸政策の基礎、という意味合を持ったわけである。

四四年八月一九日、解放戦の硝煙が依然立ち込めるバりに『フランス共和国臨時政府』(六月にCFLENを改名したもので、

政府首席はド・ゴール)が移った。同時に内閣改造もおこなわれたが、社会主義者と共産主義者の顔触れはラコストが通産政務次官として新入閣した以外は同じであった。そして九月九日に再改造され、社会党から四名(内相ティクシエ、通産相ラコスト、農相タンギエプリジャン F. Tanguy-Prigent、郵政相ラン A. Laurent)、共産党から二名が入閣した。

レジスタンス期の社共協力は C N R や C F L N 内での、他の政治勢力も介在した間接的なものに過ぎなかったが、解放段階に入ったこの時、社共協力は党組織レベルでの直接的なものへと進化する。口火を切ったのは社会党だった。四四年一月九—一二日の再建臨時全国大会は、「祖国防衛と民主的自由、社会主義擁護を目指す単一組織に全勤労者と知識人を統一するという我が党の意思を再び表明する。……地下活動期におこなった統一提案を再び共産党に対し申し出るものである」とのオリオル V. Auriol = モック J. Mooh 共同決議案を満場一致で採択したのである。⑤そして、一二月四日に共産党本部で社共トップ会談が開かれ、協力問題を扱う協調委員会 Comité d'entente 設置がその場で決定された。⑥以後、C N R 綱領実施に及び腰なド・ゴールに対峙して、社共は綱領実施の立場から、対独協力者肅清(四五年一月一九日)、ペタンとヴィシー派議員肅清(三月二日)、国有化推進(三月一日)各共同アピールを発し、さらに記念日統一行動(二月一日、五月一日、二七日)という具合に協力関係を進めていった。⑦

しかし社会党は、共産党だけを協力相手として期待していたのではなかった。四四年一月に創建され、臨時政府に閣僚三名(外相ビドー G. Bidault、法相ド・モンタン F. de Menthon、情報相テートシエン P. H. Teitgen)を送り出していた『人民共和運動』⑧(以下 M R P)をも政権協力に値する政党だと見做していた。それは、右寄りとは言え抵抗組織起源の M R P(ちなみに、ビドーは M R P 創建までは C N R 議長だった)も、社共同様に C N R 綱領実施の原則を掲げていたからである。

ところが共産党と M R P との関係は、協力的とはとても言えないようなものだった。共産党は、M R P のなかに対独協力者とブルジョアジーの再結集を見、M R P の頭文字を振って四五年早々から『Machine à Ramasser les Pétañistes』⑨(Mensonge, Réaction, Ferme)と猛烈に揶揄していた。一方の M R P も共産党に対して根深い敵意を抱いていた。M R

P 創建メンバーの一人は次のように回想している——「キリスト教人間主義的な社会主義を実現するために、MRPは社会党との連合を試み社会主義者と共産主義者とを常に分断しようとした。……我々は、全世界の征服を考えるマルクス主義イデオロギーと全力で闘わなければならないと感じていた。」^⑩

従って共産党とMRPが、協力相手としての社会党を左右から引っ張りあうことになるわけだが、当の社会党は、連合相手の選択に関して党内意見がまとまっているという状況からは程遠かった。もともと統一戦線的組織構造を特徴とする社会党には、当時四つの潮流が絡まりつつ共存していた。第一は、共産党との協力を優先的に考える潮流。第二は、共産党との協力には批判的でMRPとの協力を優先的に考える潮流。第三は、反ボルシェヴィスム及びプロレタリア政党としての党の自立性を第一義に考え、共産党とMRP何れとであろうと政権協力には懐疑的な潮流。第四は、社会党をブリッジ役とし左右の共産党、MRPそれぞれと等距離の政権協力関係を保つ三党体制 Tripartisme の形成を、戦後政権構想の中核に据える潮流である。四四年一〇月に本土抵抗組織と戦前の国会議員を新たに加えて拡大された諮問議会の議員(社会党代表として議会入りしていたのは二二名)及び閣僚と言った上級幹部レベルでは三党体制派の第四潮流が圧倒的に優勢だったが、全党員レベルでは四潮流何れも単独過半数に達するほどの勢力はなかった。だが、親共産党派は共産党を政権協力相手とする意味合で、また親MRP派はMRPを政権協力相手とする意味合でそれぞれ三党体制を不満を持ちつつも承諾し、さらに政権協力壊疑派も、自党を中心に置く三党体制の方が他の連合形態よりも党の自立性維持にまだしも有利だろうと判断して三党体制を不本意ながらも容認していた結果、三党体制派の第四潮流が、前述の一一月全国大会で選出された中央執行部たる指導委員会 Comité directeur をも握っていた。そして、三党体制派のマイエルが指導委員会の互選によって書記長に再任されたのだった。^⑪ C.N.R 綱領を実施するという政策目標からの必要性のみならず、政権構想に関して党内意見が分裂している状況下で党の団結を守るためにも、指導部は三党体制派の占めるところになった、とも言えるだろう。さらに、前述したように一一月全国大会で共産党に対して組織統一提案がおこなわれたとは言え、親共産党派

を除いて、それは原則を述べただけのものでしかなく、親MRP派と政権協力懐疑派は勿論のこと、三党体制派の党指導部も共産党との合同を近い将来に展望していたわけではなかった。事実、一二月七日の指導委員会は、各県連に共産党県委員会との接触を禁じる指令を送ると決定し、親共産党派の活動によって下部から合同への動きが沸き起こらないように配慮していた。結局、社会党指導部の構想する三党体制とは、共産党との協力を追求すると同時に、MRPとの協力を不可能にしよう程には社共協力を進めない、という二重の内容を持っていたのである。

社会党のこの内部事情は、四五年春の地方選挙の展開に反映される。まず、第一回投票（四月二十九日）から社共統一候補名簿を作成しようという協調委員会での共産党の再三の働きかけに対して、三月一三日の社会党指導委員会はこれを正式拒否し、第一回投票には社会党単独名簿で臨むよう各県連に指令を出した。若千の地方ではこの指令に逆らって社共統一名簿や社会党MRP統一名簿が誕生するが、指導委員会はそれに干渉せずそのままの名簿で第一回投票がおこなわれた。そして開票直後共産党が第二回投票（五月一三日）にはMRPを排除して社共統一名簿で臨むよう再度社会党に呼びかけると、指導委員会は三日「民主主義と共和主義、社会主義の精神に沿って各県連が第二回投票の名簿作成にあたることを信じております」との通達を出し、連合相手を事実上共産党とMRPとに限定する条件で選択は県連の自由裁量に任せてしまふ。結果は、三党が極めて多様な名簿を作成し、社共獲得市町村議会数（チェン）がそれぞれ戦前比三、四倍と激増すると同時に、MRPも共産党の半分弱の市町村議会を掌握した。社会党指導部にとっては、党内の諸潮流を放任しておくことが三党体制の条件作りには好都合だったわけである。

地方選挙と相前後してヨーロッパ戦が終結する（五月七日）と、共産党は、合同をも展望するラヴコールを社会党に送り社共協力関係の緊密化を計った。まず六月一二日付の党機関紙に統一労働者党綱領草案⑤が発表され、次いで同月二六—三〇日の第一〇回党大会で政治局員デュークロウ J. Dullos が、統一労働者党結成に至るまでに積み上げるべき協力として（一）下部組織間の月二回の定期協議（二）機関紙編集員の交換（三）全選挙に統一候補擁立（四）情宣活動の共同化を、社会党に

提案した。¹⁹⁾

しかし共産党との一方的な協力関係強化は三党体制派社会党指導部の意図するところではなく、彼らはこの提案に冷淡だった。まず六月一日の指導委員会は、オリオルが合同に反対する見解を披瀝したのち、合同問題の早期着手を回避しこの問題を八月予定の党大会まで持ち越すと決定した。²⁰⁾ 次いで大領袖ブルムが七月五日から一三回に亘って党機関紙上に、「現状では組織統一は不可能であり」「行動統一は不可欠だが見解の不一致が残ったままでの組織統一は行動統一自体を損なう」との見解を発表した。²¹⁾ そして七月末から翌月にかけての各県連大会でも、共産党提案の受諾が決議された二県を除いて、協力関係を続けるが合同は回避するという傾向が支配的になった。²²⁾ そして最終的に八月二一—二五日の第三七回党大会は、「共産党が公表した綱領草案も六月の共産党大会の諸提案も、組織統一のための有用な基礎とは見做せない」とのモック決議案を約九割の賛成で可決した。²³⁾ とは言え、共産党を三党体制内のMRPと同等の政権協力相手と評価する社会党の立場は変化しなかった。事実、党大会では三党体制派が再び指導委員会を握りマイエルが書記長に再任され、さらに先のモック決議には「一九三六年と同様の行動統一(当時社共は人民戦線を組み密接な政権協力関係にあった)を保証するために協調委員会を早急に再開する」との一文が書き込まれていた。²⁴⁾ つまり、合同に繋がりがかねない協力は一切拒否する一方で政権協力を主とする他の協力は共産党とおこなう、という三党体制派指導部の立場が党大会で再確認された、と言えるだろう。

① R. Hostache, *Le Conseil National de la Résistance*, 1968, pp. 139-48, 161-65, 168-73.

② 共産党はCFELEN入りするメンバーを自選すると主張したが、ド・ゴールがこれを拒否したため共産主義者のCFELEN入りが遅れた。結局共産党が主張を撤回し、四四年四月に二名がCFELEN入りした。

③ Y. M. Danan, *La vie politique à Alger de 1940 à 1944*, 1963, pp. 197-99, 233-34, 246.

④ 綱領全文の邦訳は、海原峻(編)『ランスタンス ヌキナメント 現代史』一九七三年 平凡社 二五一—一五五頁参照。

⑤ J. Moch, *Une si longue vie*, 1976, pp. 181-82; R. Verdier, *S./P.C. : une lutte pour l'unité*, 1976, pp. 130-31 (著者のウヰンティエは当時の社会党書記長代理)。社会党は四三年段階で統一提案を共産党に起こしたが、その時は共産党が、社共接近が他の抵抗勢力に与える悪影響を理由にこれを断わった、という経緯があった。

⑨ *Cahiers du Communisme*, déc. 1944, pp. 73, 79, 本誌共産党機関誌。

⑩ *Ibid.*, mars 1945, pp. 65-68; R. Verdier, *op. cit.*, p. 133.

⑪ 大戦前のキリスト教共和主義諸派を核として、抵抗組織担当者も多数加わった。cf. P. Williams, *Politics in post-war France*, 1958, p. 77 ff.

⑫ R. Remond, "Les problèmes politiques au lendemain de la Libération", in Actes du colloque de la *Libération de la France*, 1976, p. 830.

⑬ B. Ott, *Vie et Mort de M. R. P.*, 1978, pp. 27-28.

⑭ 三党体制派の中心人物はトリエール以外に、機関紙編集長ブナム L. Blum (四五年五月マインから魯国)と諮問会議長ダブロン F. Gouin、カリオール、ノエリッブ、サマルチャード、レノモン G. Defferre、エブリロー E. Depreux、郵政相ロラン、通産相ラロント、内相マヤタシユ等。後者二人とブルム以外全員が指導委員。ただしブルムの代理として妻が指導委員会に席を占めていた。一方指導委員会に於ける親共産党派はブロンクールとダレンバンツ S. Grumbach、ウルチャ＝カタン A. Marty-Capgras、そして親 M R P 派はル・エロマンとボヤナン M. Naegelen、そして政権協力候補派は農相タンキ＝マリジヤン。以上社会党内事情は cf. B. D. Graham, *The French Socialists and Tripartism 1944-1947*, 1965; S. P. Kramer, "La stratégie socialiste à la libération de la France", *Revue d'Histoire de la Deuxième Guerre Mondiale* (文庫 R. H. D. G. M.), N.º 98, avril 1975.

⑮ "Extraits de trente-sept réunions du Comité directeur de la S. F. I. O. de novembre 1944 à août 1946", *Cahiers Léon Blum*, N.º 6-8, 1979-80, p. 28; R. Verdier, *op. cit.*, p. 132.

⑯ *Ibid.*, pp. 135-36; *op. cit.*, *Cahiers Léon Blum*, N.º 6-8, pp. 52-53.

⑰ B. D. Graham, *op. cit.*, pp. 67-68.

⑱ *Cahiers du Communisme*, mai 1945, p. 74.

⑲ *L'Année politique 1944-1945*, 1946, p. 202.

⑳ 選挙制度論者 *Ibid.*, p. 491 参照。

㉑ *L'Humanité*, 12 juin 1945, *ibid.*, pp. 459-64.

㉒ *Ibid.*, pp. 233-34.

㉓ S. P. Kramer, *op. cit.*, R. H. D. G. M. N.º 98, p. 86; *op. cit.*, *Cahiers Léon Blum*, N.º 6-8, pp. 61-62.

㉔ *Le Populaire*, 5 juil. et 7 août 1945, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, 1958, pp. 36, 62.

㉕ *Le Monde*, 8 août 1945; B. D. Graham, *op. cit.*, pp. 98-101.

㉖ *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, appendice pp. 100-01; J. Moch, *op. cit.*, pp. 184-85.

㉗ 新指導委員会では、前掲した前指導委員が残留して、新たな三党体制派のキヤン、エド E. Thomas、エド M. Moutet、ジュクント、J. Biondi 等々加わった。

㉘ *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, p. 101.

表1 1945年10月21日憲法制定議会選挙結果

	得票率(%)	議席占有率(%)
共産党系	26.1	28.4
M R P系	25.6	27.4
社会党系	24.6	25.9
急進社会主義者グループ	9.3	5.9
諸派・無所属	14.4	12.4

C. Leleu, *Géographie des élections françaises depuis 1936*, 1971, p. 37 より作成。

第二章 三党体制の成立と展開

四五年一〇月二日、諮問権しかなかったこれまでの諮問議会に代わって、立法権と憲法制定審議権を持つ憲法制定議会 *Assemblée constituante* の選挙が執り行なわれた。そして、選出された憲法制定議会(表一)に基づく新臨時政府樹立交渉の際、社会党指導部は三党体制形成に固執する。まずブルムが政府首席候補名を明らかにしないまま「憲法制定議会において憲法制定党の名に値するのは三党だけである。政治を取り決めるのは必然的にこの三党だけである」として三党連立政権を提唱した。第一党になった共産党が、首席問題を棚上げにしてC N R綱領に基づく政府綱領作りを社会党に呼びかけると、社会党指導部はこれに応じ、一〇月三十一日と十一月七日の社共会談で政府綱領合意書が作成された^②。ところが会談終了後マイエルはこの合意書を私的にM R Pへ伝達し、さらに同日夜指導委員会は「政府首席指名に先だつて三党間で政府綱領を作成する必要がある^④」との声明を発表した。斯くして八日と九日に三党会談が持たれたが、ド・ゴール同様に執行権強化を狙うM R Pが議会・大統領権限といった憲法草案の内容に係わる問題を前もって盛り込むよう要求し、一方執行権強化に懐疑的な社共が憲法草案作成は議会の仕事であつて政府の仕事ではないとの口実でこの要求を拒絶した結果、三党は政府綱領の合意に至らなかつた^⑤。翌一〇日共産党はM R P排除の社共連立政権樹立を要求し、一日にはM R Pが政府首席指名の際にはド・ゴールに投票すると一方的に宣言するといふ事態を迎えたマイエルは、一二日、ド・ゴール首席下の三党連立政権案を共産党に打診した^⑦。結局共産党もこれを受諾し、一三日の議会で、オリオルが社会党を代表して「三党を代表しかつC N R綱領を実施する政府」の樹立をド・ゴールに要請した後、満場一致でド・ゴールが首席指名を受け

びかけると、社会党指導部はこれに応じ、一〇月三十一日と十一月七日の社共会談で政府綱領合意書が作成された^②。ところが会談終了後マイエルはこの合意書を私的にM R Pへ伝達し、さらに同日夜指導委員会は「政府首席指名に先だつて三党間で政府綱領を作成する必要がある^④」との声明を発表した。斯くして八日と九日に三党会談が持たれたが、ド・ゴール同様に執行権強化を狙うM R Pが議会・大統領権限といった憲法草案の内容に係わる問題を前もって盛り込むよう要求し、一方執行権強化に懐疑的な社共が憲法草案作成は議会の仕事であつて政府の仕事ではないとの口実でこの要求を拒絶した結果、三党は政府綱領の合意に至らなかつた^⑤。翌一〇日共産党はM R P排除の社共連立政権樹立を要求し、一日にはM R Pが政府首席指名の際にはド・ゴールに投票すると一方的に宣言するといふ事態を迎えたマイエルは、一二日、ド・ゴール首席下の三党連立政権案を共産党に打診した^⑦。結局共産党もこれを受諾し、一三日の議会で、オリオルが社会党を代表して「三党を代表しかつC N R綱領を実施する政府」の樹立をド・ゴールに要請した後、満場一致でド・ゴールが首席指名を受け

た。^⑧

次いで政局の焦点は閣内に移るがこの段階でもひと採めした。一五日、内相・外相・国防相の何れか一つを自党に割り振るようにといい共産党書記長トレーズの要求をド・ゴールが拒否したのである。三党体制の流産を恐れたオリオルは、ブルムとマイエルの賛同を得たうえでド・ゴールに書簡を送り、国防相を陸海空の三次官に分割し各々を三党に委ねる等の調停を試みた。^⑩しかしド・ゴールはこれに耳を貸さず、共産党に要求を撤回させるべく一六日、首席辞退というはったりをかけた。^⑪斯くして一七日に首席問題を話し合う三党会談が開催されることになったが、共産党は自党首席下の三党連立政権案を新たに持ち出し、MRPはド・ゴール首席案に固執し、社会党が三党同意の入物を首席とするとの立場を守った結果、会談は物別れに終わってしまった。^⑫しかし結局共産党が譲歩し政局はド・ゴールの目論み通り動く。一九日、社会党議員団は「主に三党で均衡を持って構成され、かつCNR綱領を実施する政府をド・ゴール將軍が速やかに構成すること」を要請する動議を提出し、社会党とMRPの賛成、共産党の棄権でこの動議が可決された。^⑬そしてド・ゴールは三党体制の大枠内で思い通りの閣僚名簿を作成し、二三日の議会で信任された。^⑭三党から各五名が入閣（三党に属さない者も計五名入閣）し、社会党は國務相オリオルと内相ティクシエ、農相タンギ・ブリジャン、公共事業兼運輸相モック、郵政相トマで、経済政策決定中枢から社会党が排除されていたことが特徴的だった。

ド・ゴール新政府は、数字上可能な二種類の二党連立を共に社会党が忌避し三党体制に固執した結果誕生したわけだが、誕生早々ド・ゴールと社共との間で軋轢が生じた。

まず賃金問題。配給制下の公定価格は解放以来月率五%以上の騰貴を続け、しかも配給制の双子である闇価格は当然それを上まわる上昇率を記していた。^⑮一方、同じく政府統制下の賃金は、物価との格差が拡大しきっていた解放直後の四四年秋を除いては殆んど是正されずじまいだった。こうした状況の中で、新政府成立前の一月一四日、公役務労連 *Catal des Services Publics* 大会は賃上げを要求し、三党に支持を働きかけた。三党は一二月七日と一一日の閣議の際賃金は正

を提案したが、ド・ゴールはこれをはねつけた。しかし労連は一二日時限ストに突入し、これが圧力となって、一四日の閣議は住宅・家族手当増額で妥協に達する。だが賃金の全般的引き上げを要求する労連はこれに納得せずさらに三党に圧力をかけ、MRPは閣議了解事項以上は支持しないと返答したが、一七日社共は賃上げ獲得に一層努力すると労連に約束した。^⑩ 一八日、議会はこの問題を巡って討議をおこない、ド・ゴールが「経済的財政的に総べてを失うか総べてを救えるかという時機に」公務員俸給引き上げは「国民全体の利益にそぐわない」と論難しつつこの問題を政府の信任問題とするとの姿勢をちらつかせると、社共は労連への先の約束を反古にして「政府は俸給改善に誠意をもって取り組むべきである」との漠然とした決議案を提出可決させてお茶を濁してしまう。^⑪ 確かに社共はド・ゴールやMRPよりは賃金は正に好意的だったのだが、最終的にはド・ゴールとの対決を避け賃上げ要求を押さえ込んだわけである。社共のこの動向の背後には、賃上げは経済への負担になるというド・ゴールと同じ認識が働いていた。事実、社会党系の労組機関誌は、国有化問題等の構造改革には紙面を割いても賃金要求には寡黙であり、解放以来臨時政府が賃上げを拒絶しているのは「賃金物価競争の悪循環を懸念」しているからだとしてそれを正当化し、「まず働くこと」が賃上げ実現の前提であり「社会平和はフランス復興の基本条件のひとつ」であるから賃上げ要求ストなどをもってのほかだという立場から逸脱しようとしていなかった。また一方の共産党も解放以来、賃上げ要求に冷淡な姿勢を堅持し、社会党同様、賃上げは経済復興に悪影響を与えない様に生産増強後に実現すべきであるとの立場を守っていた。^⑫ 従って社共は、支持基盤の公役務労連(数少ない社会党支持労組の一つである教員組合はこの労連の有力メンバー)が賃金は正を要求した以上一応これを支持しなければならなかったのだが、ド・ゴールが賃上げに経済負担論でこれに反駁すると容易に賃上げ要求を押さえる立場に同調したわけである。結局社共の支援を失った労連は一九日政府案を受け入れ、労連に大きな不満を残しつつもこの問題は片付いた。

賃金問題での軋轢はド・ゴールとの決裂に至らなかつたとしても、憲法制定問題では話は別だった。まず、社共の賛成、MRPの反対という形で、ド・ゴールが忌避する議会優位の憲法草案が成立しそうな雲行きになった。^⑬ 次いで一二月三一

日の徹夜議会で、社会党が軍事予算の削減を要求しド・ゴールを激怒させた。共産党の調停で「削減は二月一五日以降のものから適用される」ことになったが、「ド・ゴールにとって議会とは政府決定を承認する場、社会主義者にとって議会とは政府と対決する場」というように、この予算削減問題の背後には、政治制度に関する社会党とド・ゴールの埋められない見解の差違があったのである。漸増する政党の口出しを嫌悪したド・ゴールは四六年一月二〇日辞意を表明する。ド・ゴールは、辞任によって彼に好意的なMRPを社共と決別させ政治混乱を惹起し、政党不信が国民の間に広がった時点で執行権強化に乗り出すことを狙っていた、といわれている。

ド・ゴール辞任後、まず共産党が首席獲得へ動き、二一日デュクロはトレーズ首席下の三党連立政権案をオリオルとビドーに電話で打診した。オリオルはMRPが同意するならとの条件付きでこれを受諾するが、当のビドーは拒絶するばかりだった。次いでデュクロは社共連立政権を電話で打診したが、マイエルも「三党の合意を得られる候補者に社会党は指名票を投じる」と返答してこれを断わった。社会党指導部は三党体制の継続に固執したわけである。翌二二日、ブルム邸に集まったオリオル、グアン、モック等社会党首脳は、「三党体制を続ける必要がある。……だが後継者は社会党から出さなければならぬだろう。なぜなら、MRP首席なら共産党は受け入れないだろうし、共産党首席ではMRPが受け入れないだろうから」とのブルムの意見に同意し、社会党首席下の三党連立政権を構想した。そして、社会党のこの政権構想の線で事態は打開される。同日のMRP指導委員会は、ド・ゴールの狙いに反して、首席問題の行き詰まりから議会解散という事態になれば社会党を共産党側へ追いやりかねないと主張する議長シューマン R. Schuman とビドーの意見を受け入れ、社会党首席下の三党連立政権に合意した。三党体制に執着する社会党の決意を前にして、結局共産党もこれに合意し、二三日の議会でグアンが三党の支持を受けて政府首席に指名された。二六日、社会党九名、共産党とMRP各八名、民間人一名の完全三党体制内閣が成立する。フィリップが蔵相と国民経済相を兼任、ガズィエ A. Gasier が経済担当政務次官となるなど、社会党が経済政策決定中枢を完全掌握したことが特徴的だった。

社共連立を拒否しながらも三党体制に固執したという意味で、共産党を政権協力相手と評価する社会党指導部の立場は、このグアン政権樹立交渉の際も全く変更されなかった、と言えるだろう。そしてこのグアン政権期、社共協力は重大な紛糾もなく進行する。

まず賃金政策での社共協調。一月二九日グアンは、経済状況の深刻さを強調し国民に窮乏を訴える施政方針演説をおこない、賃金凍結を断行すると宣言した^⑩。そして直後演壇に立った共産党議員団議長デュクロは「我々は総理を助ける所存です。あなたは我々を頼ることができ^⑪」と述べ支持を誓う。しかもこれは口約束に終わらなかつた。物価上昇が続いていたにもかかわらず、共産党は、賃上げに冷淡な解放以来の姿勢を崩さなかつたのである。共産党機関誌によると、「生産努力なしに生活水準改善を訴えるのはデマゴギーであり^⑫」「トラストの怠業行為をみれば、ストがトラストの利益になることは明白」だから「労働者階級は国民的利害を考慮して^⑬」賃上げ要求などに走ってはならなかつた。従って社会党の意図通り賃金凍結が実行され、勤労者の収入増は、週四〇時間労働制復活(超過時間分は割増手当支給)と所得税免除下限・老齢退職年金・鉱夫退職年金各引き上げ^⑭という補助手段で極く僅かに実現されたに過ぎなかつた。

そして憲法制定問題でも社共は足並みを揃えた。四月一九日、社共の賛成、MRPの反対という形で議会優位の憲法案が可決されたのである^⑮。斯くして社共関係は、社会党とMRPとの関係を損ないつつ将来強化されていくようにも見えた^⑯。

しかし、五月五日の憲法草案国民投票、それが批准されれば一カ月後に国民議会(Assemblée nationale)選挙、という政治日程が予見可能になってきたこの段階で、三党体制を放棄し国民議会選挙後にMRP排除の社共連立政権を樹立するという意図など、やはり社会党指導部にはなかつた。事実、三月二九—三一日の社会党臨時大会は、来たる国民議会選挙には、社共統一候補擁立を求めた一部の代議員を押さえて党単独候補で臨むことを申し合わせていた^⑰。さらに、デュクロが四月一九日の議会壇上で、国民投票にむけて憲法草案批准キャンペーンを共同でおこなおうと社会党に提案すると、同

夜マイエルは全県連に、反MRPの社共統一戦線に必然的になる共同キャンペーンに関して共産党県委員会と談合することを禁じる指令を独断で送った。しかも二三日の指導委員会へのこの指令が事後承認されると同時に「我々は我々自身のスローガンで国民投票の闘いに臨まなければならぬ。……国民投票にむけての宣伝は国民議会選挙宣伝の前哨戦である」との県連発指令が採択されたのだった。^{②③} 共産党とMRP何れとでもうとうと一方のみの関係強化を回避する三党体制は依然社会党指導部の基本的政権構想だったと言えらるべき。

- ① *Le Populaire*, 23 oct. 1945, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, p. 116.
- ② *Le Monde*, 24 et 26 oct., 1^{er} 7 et 8 nov. 1945.
- ③ P.-M. de la Gorce, *op. cit.*, pp. 112-13.
- ④ R. Quilliot, *La S.F.I.O. et l'exercice du pouvoir 1944-1958*, 1972, p. 60. 衆議院社会党議員
- ⑤ *Le Monde*, 10 nov. 1945; J.O., débats de l'Assemblée constituante (以下A.C.), séance du 13 nov. 1945, p. 66.
- ⑥ J. Duclos, *Mémoires*, t. 4, 1971, p. 47.
- ⑦ Id., "Notre Politique", *Cahiers du Communisme*, oct.-nov. 1945, p. 5.
- ⑧ J.O., débats de l'A.C., séance du 13 nov. 1945, pp. 64-68.
- ⑨ *Le Monde*, 17 nov. 1945; J.O., débats de l'A.C., séance du 19 nov. 1945, p. 73.
- ⑩ J. Moch, *Rencontres avec de Gaulle*, 1971, pp. 46-48; 村上・山崎訳『ドゴール大戦回顧録(Ⅱ)』一九六一年みすず書房 二九七頁。
- ⑪ 同上書 二九八-九九頁。
- ⑫ *Le Monde*, 17-18 et 20 nov. 1945; *L'Année politique 1944-1945*, p. 348; R. Quilliot, *op. cit.*, p. 60.
- ⑬ J.O., débats de l'A.C., séance du 19 nov. 1945, pp. 72-78, 83-85.
- ⑭ *Ibid.*, séance du 23 nov. 1945, p. 121.
- ⑮ A. Sauvy, *de Paul Reynaud à Charles de Gaulle*, 1972, p. 168; *id.*, *La vie économique des français de 1939 à 1945*, 1978, p. 166.
- ⑯ C.-L. Foulon, *Le pouvoir en province à la libération*, 1975, p. 196.
- ⑰ *Le Monde*, 13 et 14 déc. 1945; *L'Année politique 1944-1945*, pp. 373-76.
- ⑱ J.O., débats de l'A.C., séance du 18 déc. 1945, pp. 234-47; 『ドゴール大戦回顧録(Ⅱ)』一三八頁。
- ⑳ A. Lacroix, "C.G.T. et action ouvrière de la libération à mai 1945", *R.H.D.G.M.*, N.° 116, 1979, pp. 48-49.
- ㉑ cf. B. Frachon, *Au rythme des jours*, t. 1, 1973, rapport du 27 mars 1945, pp. 75-76. (衆議院社会党議員M. Thorez, *Œuvres choisies*, t. 2, 1966, discours du 21 juil. 1945, pp. 396-402; A. Marty, "Les conditions de la reconstruction", *Cahiers du Communisme*, juin-juil. 1945, p. 31.
- ㉒ *Le Monde*, 19 déc. 1945; *L'Année politique 1944-1945*, p. 364.

- ② J. O., débats de l'A. C., séance du 31 déc. 1945, pp. 725, 732-36.
- ③ R. Quilliot, *op. cit.*, p. 3.
- ④ G. Elgey, *op. cit.*, p. 85; J. Juillard, *op. cit.*, pp. 50-52; B. Ott, *op. cit.*, p. 32.
- ⑤ *Le Monde*, 22 janv. 1946; J. O., débats de l'A. C., séance du 29 janv. 1946, pp. 162-63; G. Elgey, *op. cit.*, p. 100.
- ⑥ J. Moch, *Une si longue vie*, p. 213.
- ⑦ *Le Monde*, 23 janv. 1946; G. Wright, *The Reshaping of French Democracy*, 1950, pp. 132-83; B. Ott, *op. cit.*, pp. 35-37.
- ⑧ J. O., débats de l'A. C., séance du 23 janv. 1946, pp. 143-44, 149-50.
- ⑨ 社会党からの他の入閣者は、内相ル・トロケ、文相ネゲレン、海外領土相ムテ、情報担当閣外相ドフェール、及びモックとタンキョーリジャンが留任した。
- ⑩ *Ibid.*, séance du 29 janv. 1946, pp. 152-54.
- ⑪ *Ibid.*, p. 166.
- ⑫ J. Laiffite, "Le problème des prix et de la production", *Cahiers du Communisme*, fév. 1946, p. 158.
- ⑬ E. Hénaff, "Les revendications et les moyens de les faire aboutir", *ibid.*, janv. 1946, pp. 58-59.
- ⑭ J. O., débats de l'A. C., séance du 12 fév. 1946, p. 283; séance du 21 fév. 1946, pp. 397-98; séance du 25 avril 1946, p. 2301.
- ⑮ *cf. Ibid.*, séance du 11 avril 1946, p. 1728; séance du 17 avril 1946, pp. 1953-58, 1964-66; séance du 19 avril 1946, p. 2070.
- ⑯ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- ⑰ B. D. Graham, *op. cit.*, pp. 165, 168.
- ⑱ J. O., débats de l'A. C., séance du 19 avril 1946, p. 2064.
- ⑲ *op. cit.*, *Cahiers Léon Blum*, N° 6-8, pp. 92-96.

第三章 三党体制の黄昏

憲法草案は国民投票で否認された。従って第二次憲法制定議会選挙が実施されることになったが、社会党指導部はこの選挙戦でMRPなみの反共宣伝を展開する。ル・トロケがトレーズを、四〇年対独戦線からソ連へ脱走したと痛罵したのは親MRP派の彼の真骨頂だとしても、三党体制派のマイエルさえもが、(一)民主集中制は非民主的組織原則で (二)共産党はロシアに従属していると、露骨な共産党批判を展開したのである。①とは言え、社会党指導部は選挙後に三党体制を放棄し社会党—MRP中軸体制へ踏み出そうとしていたわけではなかった。むしろ三党体制維持に腐心していたと考えた方が合理的である。何故なら、この選挙の焦点である憲法問題に関して社共が反MRPの同陣営にいるという状況下では、共

表2 1946年6月2日憲法制定議会選挙結果

				得票率(%)	議席占有率(%)
M	R	P	系	28.2	30.8
共	産	党	系	26.4	28.0
社	会	党	系	21.3	22.0
急	進	社	者	11.1	7.1
進	派	・	無	13.0	12.1
諸			所		
			属		

C. Leleu, *op. cit.*, p. 53 より作成。

産党批判を強めることが、共産党及びM P Rそれぞれと等距離の関係を保つことになるからである。しかも、相手が政権協力候補であろうともそれとの自己区別を強調するのが選挙の定石である。一方の共産党も、五月二十九日、支配下の労働総同盟を通して二五%の賃上げ要求を突如持ち出し、社会党グアン政権の賃金凍結政策に反旗を翻して選挙を有利に戦おうとした。^②

しかし六月二日の選挙結果(表二)は社共双方、とりわけ社会党には幻滅以外の何物でもなかった。社会党だけが退潮(得票率三・三%減)し政権協力相手のM R Pと共産党が得票率を伸ばした原因は、社会党指導部には両党の策略としか思えなかった。「三党体制政府(グアン政府)が負うはずの支障(賃金凍結は物価安定の即効薬にならず物価騰貴が収まらなかったこと)の責任を、有権者は我々だけに帰した」。「何故三党体制が我々だけの罪過となつたのか。……それは、社会党こそが率先して三党体制を成立させ、三党体制政府内で指導役を引き受け最も非難されやすい危険なポスト(経済関係閣僚職)を占め、また何よりも、一旦結ばれた契約(賃金凍結政策)に最後まで忠実だったからである」。一方「M R Pは(憲法草案反対の)国民投票宣伝によつて三党体制の責任から最後の瞬間に巧妙に逃れ」「共産党は二重ゲームを遊び、自分たちの閣僚固有の仕事は大いに宣伝し、内閣共同の仕事(賃金凍結)は非難した」^③とブルムは両党の不誠実を詰った。また四日の指導委員会でも同様の敗北総括がおこなわれた。^④確かに社会党指導部は三党体制に依然執着し、まず同じ指導委員会会合で、M R P首席案を共産党が受諾すれば社会党も政権参加すると取り決められ、^⑤次いで七日にはブルムによってこの政権構想が公表され、^⑥さらに九日の全国評議会 *Conseil national* で、(一)政府首席の座を要求せず (二)三党連立政権の樹立を目指す、と決定された。^⑦しかし、国民の審判結果を両党の策略に帰した以上、社会党指導部の両党不信が投票前より量的にも質的にも昂まったことは明らかだった。そしてこ

の両党不信こそが、社会党が政府首席の座を要求せずに三党体制継続を決意した理由の一端だった。何故なら、前政権で指導的役割を果たした自党が選挙で敗北を喫した経験からすれば、数ヶ月後に選挙の洗礼を受けなければならぬ新政権の最高責任は他党に委ねるのが得策だと思われたのであり、また、共産党・M R P連立政権は考えられず社会党抜き連立政権樹立が不可能である以上、社会党は政権に是が非でも参加しなければならなかったのだが、共産党とM R P双方に不信を抱く社会党指導部にとっては、何れか一方のみとの政権協力よりも三党体制継続の方がまだしもましのように思えたからである。

一二日、ビドーはM R P・社会党連立政権を構想しつつ首席指名獲得に名乗りをあげ、一方の共産党はグアン内閣改造提案でこれに応戦した。^⑨ 両案とも社会党には受け入れ難く首席交渉は閉塞状況に陥る。ところが一六日の強権大統領礼讃ド・ゴール演説^⑩が逆作用として働き、M R Pと共産党はM R P首席下の三党体制継続という社会党案に同意する。一九日、M R Pと社会党の賛成、共産党の棄権という形でビドーが首席指名を受け、^⑪ 二六日にM R P一二名、共産党一〇名、社会党九名の三党体制内閣が誕生した。M R Pは蔵相と国民経済相、経済担当政務次官を占め、社会党に代わって経済政策決定中枢を完全掌握した。

前述したように社会党指導部は共産党とM R Pへの不信感を募らせていたが、党内の他の潮流の間ではこの不信は一層甚だしかった。そして八月二九日—九月一日の第三八回党大会で三党体制への不満が爆発する。まず大会初日に指導委員会活動方針報告が六六%の反対票で否決され、最終日選出された新指導委員間での互選によって、(一)M R Pに対する妥協的態度 (二)賃金問題等に関する共産党への対応不手際のためグアン政権期の生活苦の責任が押しつけられたと旧指導委員会を非難していたモレ G. Mollet が新書記長に選任された。三党体制下に於ける党の退潮という現実を背景にして、党の自立性を第一義に考える潮流(以下モレ派とはこの潮流を指す)が抬頭してきたわけである。しかも、否決された活動方針報告も他党との自己区別を鮮明にするべきだと主張していたことと、モレに對抗して三一日にフィリップが (一)協調委員

会廃止 (二)三党協力に基づく社会党単独政権樹立を訴えたことから窺えるように、三党体制派(以下ブルム・マイエル派とはこれを指す)自体がモレ派の立場に近づいていた。実際両派の合意下「指導委員会のみが、目標を限定した期限付きの行動統一を実現するために、近親の政治組織・労働団体・文化団体と接触する権限を有する」との事実上の協力制限決議案が三〇日採択された。だが同時にこの決議は、(一)選挙で勝利した場合は三党体制下の社会党単独政権樹立 (二)そうでない場合は、グアン政権の賃金凍結政策に協力しておきながら選挙戦中に賃上げ要求を持ち出すというような共産党の策略を許さないための詳細な政策協議後の三党連立政権樹立、を認め、三党体制継続決議にもなっていた。モレ派は、社会党抜きで政権が成立不可能な以上、三党体制の方が他の政権協力形態よりも主導権を握りやすく、従って党の自立性を保持するのに好都合だ、と依然考えていたわけである。結局、第二次憲法制定議会選挙後のブルム・マイエル派が、三党体制を容認するものの政権協力に本来懐疑的なモレ派の立場に接近していることがこの党大会で露呈した、と言えるだろう。^⑭

六月選挙から八月党大会に至る過程で、政権協力の枠組みに関して社会党内に鬱積した不信は共産党とMRP双方に向けられたものだった。しかし同時期、政権協力の中身である政策に関しては社共間の不協和音だけが昂まっていた。問題は二つあった。第一は、グアン政府特使ブルムとアメリカ国務長官バーンズとの間で選挙最中の五月二八日調印されたワシントン財務協定(約一〇億ドルの新規借款)の批准問題。まずデュクロが七月に、協定に織り込まれた輸入総量割当制廃止と外国映画輸入本数規制撤廃を、「フランス産品保護政策を放棄するもの」^⑮だとして非難した。次いで八月一日の批准審議の際、社会党は、(一)国民の要求を満たすには生産増強が必要 (二)生産増強には設備機械と原料の輸入が必要 (三)通貨安定を計りつつ輸入を可能にするには外国クレジットが必要 (四)国内市場を閉ざしてはクレジットを得られないとの原則論を展開して市場開放を正当化し、またMRP側も同様の主張をおこなった。これに対し共産党は、協定批准には同意するものの、非関税障壁撤廃には反対の権利を留保するという立場をとったのである。^⑯

アメリカ圧力論によると、この財務協定は重大な意味を内包していた。つまり、「ブルムは五月下旬、インフレーション

ンと生産力涸渇の危機状態にあるフランス経済再建のためアメリカの経済援助を獲得するが、その背景は高度に『政治的』であり、三党政治に対するアメリカの介入を意味することになり「この時点から、社会党は『態度を変え』、共産党と決裂する」方向へ進んだと見做されている。しかし社会党は、国内努力なしに有限なアメリカ援助だけで経済再建が可能になる、という楽観論に耽っていたわけではなかった。問題は賃金にあったのであり、しかも社共はこれを巡って、財務協定問題に優るとも劣らず鋭く対立した。

前述したように解放来社会党は、賃金を凍結しつつまず生産、その後に賃金は正も可能になる、との立場をとっていたが、これは彼らなりの歴史の教訓に基づいていた。社会党は、賃上げが購買力・消費量・生産量を順次増大させ物価騰貴なしに恐慌から脱出できるとの推論に依拠した三六年のブルム人民戦線政府(ネリオルが蔵相、フィリップが社会党内で経済政策立案を指揮)のいわゆる「ブルムの実験」^⑦が、実際には物価騰貴を誘発し生産回復にも失敗したという苦い経験を、戦後の経済政策に反映させ、まさに逆順の推論をおこなったのである。事実解放直後からフィリップは、「物質的要求の分野への執着」が「ブルムの実験の失敗因だったのであり」それは「物価騰貴で忽ち水泡に帰す束の間の物質的改善しかもたらない」^⑧と主張していた。従って当然社会党は、外国援助を手に入れても賃上げが実施されればインフレを克服することはできないと懸念していたのである。実際、四六年三月ワシントンにあったブルムは、グアン政権の賃金凍結政策を「天は自ら助くる者を助く」^⑨を実践したものと自讃し、如何に社会党は国内努力としての賃金凍結を重視しているかをアメリカ人に説明している。ところが前述したように、財務協定締結の翌日に共産党は賃上げ要求を持ち出した。投票四日前に突如要求するという意図的なやり方(協定締結の報が選挙で自党に有利に働くと期待していた社会党は、賃上げ要求によって氣勢が殺がれたと考えた)^⑩のみならず、その要求の理論的根拠が社会党には全く青天の霹靂だった。共産党は、賃上げは経済復興に悪影響を与えるという社会党同様の解放来の立場から一八〇度転換して、「資本家の利潤を減らせば賃上げしても物価は上昇しない」^⑪との、社会党には教条的で歴史の教訓を無視しているとしか思えない理論を前面に掲げたのであ

る。当然社会党は「名目賃金引き上げは物価を上昇させ結局労働者の実質購買力は低下する」「実質購買力を高めるには、名目賃金引き上げではなく物価引き下げこそ実現すべきである」という賃金物価悪循環理論で真向から対抗した。そしてMRPも、物価引き下げには寡黙なものの、悪循環理論に組みしていた点では社会党と同じだった。ビドーは六月二六日の施政方針演説で「購買力改善措置は、一般経済と公財政への負担を現行水準より一五%増大させるものであってはならない」と言明した。賃上げは通貨安定を損ない、負担になるといふわけである。

とは言え実際には、社会党とMRPも賃上げを承諾した。まず七月二七日の関係閣僚会議(社会党からは農相タンギョープリジャンが出席)が民間労働者の一八%賃上げを決定し、次いで八月二日に、俸給を二五%引き上げる公役務労働者給与改正法政府案が上程可決されたのである。首相と蔵相、国民経済相をMRPに渡した社会党には党是の賃金凍結を実施するに足る政策決定権がなかったし、さらに、賃上げして物価騰貴が生じてもその責任をMRPに帰せられることが第二次憲法制定議会選挙での自分達自身の苦い経験から容易に予想できる以上、社会党には、数ヵ月後に国民議会選挙が予定されているこの時期、少なくともグアン政権の経験では物価安定への速効性を示さなかった賃金凍結という所得政策を強要して全労働者の不興を被る程の覚悟はなかったのである。事実六月四日の指導委員会で、教育組合書記でもあったガズィエは「俸給凍結を被っていた公務員の賃上げ要求を拒否するのは道義的、政治的に不可能だ」と発言したという。

しかし、政策の基礎となる理論に関して社共間で、より正確に言うとならぬと社共間のみに不一致があることが露呈したのはやはり重大事だった。理論が異なる以上、不一致が実践面に早晚転位しても不思議でなく、そうなれば、三党体制が社会党・MRP中軸体制に取って代わられるのは自明だからである。

賃上げを負担だと見做すMRPは、夏の賃上げ分をそのまま、時にはそれ以上のものを価格に転嫁するのを躊躇しなかった。共産党も「価格の正當な引き上げ」を承諾していたが、価格は依然公定制で経営者が国民経済省に引き上げを申請しここで審査された後に大蔵省が許可する仕組みになっており、MRP出身の国民経済相ド・マントンと蔵相シェーマン

表3 1946年11月10日国民議会選挙結果

	得票率(%)	議席占有率(%)
共産党系	28.8	30.3
M R P系	26.3	29.1
社会党系	18.1	16.7
急進社会主義者グループ	11.4	9.9
諸派・無所属	15.4	14.0

C. Leleu, *op. cit.*, p. 67 より作成。

は、共産党が考える以上の引上を正当だと評価したのである。八月末から一〇月初めまでの期間に七〇〇品目強の値上げが認可され、しかも、九月二日ビドーはこれを「七月来の賃上げと物価上昇分を賄うのに必要な措置」だと弁護したが、七月来の原価上昇率は平均二三・七五%だったのに価格は平均三〇%引き上げられた。^③

憲法制定問題では三党は合意に達した。臨時政府状態長期化の責めを負わされるのを懸念したM R Pが譲歩し、先の草案と大差ない憲法草案が三党の賛成で九月二八日可決され、一〇月一三日の国民投票はこれを承認した。だがこれで、社共を結びつけ社会党とM R Pとの間に溝を掘っていた、大統領・議会議権をどうするかという問題が片付いてしまった。社会党が共産党と協力しなければならない理由の一つが消滅したわけである。斯くして、社共協力を保障する基盤はますます脆弱化することになった。

一一月一〇日、国民議会選挙が実施され共産党が第一党に返り咲いた(表三)。しかし、いやむしろそれゆえに、社共の溝はさらに深まりそうな気配になった。社会党の退潮傾向に歯止めが掛からず(得票率三・二%減)、またM R Pも後退(得票率一・九%減)した一方、共産党のみが伸長した(得票率二・四%増)からである。社会党には、前回選挙同様敗北原因は両党、特に共産党の策略としか思えなかった。「共産党は、M R Pの反共主義と反動性、教権主義を強調するマヌーバによって選挙に共産党とM R Pの一騎討ちの様相を持たせ、……結局社会党は論戦外に追いやられた。」^④これがブルムの敗北総括である。社会党の共産党不信病はまさに膏肓に入りつつあった感がある。

共産党は一四日、トレーズが首相の地位に就くことを要求する。^⑤一方社会党は三〇日に指導委員会を開き、グランとオリオル、モレはトレーズに首相指名票を投じることに同意したが、マイエルとフィリップは、社会党単独政権を樹立して共産党及びM R Pとの協力は閣外協力に

留めておくべきだと主張した。結局指導委員会では合意に達せず二月三日の全国評議会に問題が持ち越され、ここで、トレーズを指名することが賛成約七割で決定された。しかし賛成した評議員の大半も、トレーズが指名獲得に失敗するだろうと確信しつつ、党として第一党首相案に賛成の態度を一応表明しておくことに同意したに過ぎなかった。事実グアンは三〇日の指導委員会で、「トレーズが選出されないことは絶対に確実だ。ビドーに対して我々がおこなったこと（先の選挙で第一党になったMRPの候補に指名票を投じたこと）をトレーズに対しておこなわなければ、大衆は我々を訝るだろう」と発言し、トレーズに投票する真意を吐露している。しかも全国評議会では、党決定に背いてトレーズに指名票を投じなくてもその議員を処罰しないことが前もって取り決められさえたのである。④四日、MRPが棄権し、社会党議員は、ドフェールとドプリュー等一九名が棄権、フィリップ等四名が白紙投票、二名がル・トロケの名を書き、社会党指導層の予想通りトレーズは五一票不足で指名獲得に失敗する。⑤その後、社会党全国評議会が再度開催され、社会党は共産党を含む政府だけに参加するとの決議がおこなわれたが、二二四二対二二二五という僅差の可決であり、選挙敗北直後のこの時期、政権からの共産党排除を可とする意見が党内で力を持つようになってきたことは明らかだった。

翌五日には、政権からの共産党排除を構想しつつビドーが指名獲得に立候補するが、社共は白紙票を投じビドーも失敗する。⑥社会党指導者の間には、首相指名のこのような紛糾は強権大統領制論者ド・ゴールの復位をもたらしかねないとの懸念が広がり始めた。斯くして社会党は、ブルム首相下の三党連立政権案を持ち出し、結局共産党とMRPもこれを受諾した。調停の労を取ったのは国民議会議長に選任されたオリオルで、彼は次のように回想している——「ビドー氏が指名獲得に失敗した後、共産党はMRP首班政権を承諾しないと宣言し……。三日間努力を続けた後、私はブルムに首相となるよう要請したのです。社会党はあらゆる二党体制を認めることができませんでした。……このようにして政治危機が続いていたならば、それは恐らくバイユー（前年六月一六日のド・ゴール演説の地）への道に足を踏み入れることだった。」⑦しかも第二次憲法制定議会選挙後の政権とは違い、臨時政府状態に終止符が打たれ次回国民議会選挙は数年先というこの時期、

社会党は政権の指導役を引き受けるのに吝かではなかったのだろう。

ブルムは三党の賛成で一二日に指名され、大統領選出までの一カ月間の任期という条件で三党連立内閣を構成すべく共産党とMRPとの交渉に入るが、この段階で大波乱が生じた。共産党は内相・外相・国防相の何れか一つを自党に割り当てるよう要求し、ブルムもこれに同意するが、この要求を承諾するような首相には協力できないとMRPが振じ込んだのである。ブルムは国防相を共産党に割り当て三軍担当の政務次官を各々三党で分割するとの妥協案を考えるが、MRPはこれをも拒絶した。結局ブルムは社会党単独内閣樹立を決意し、共産党とMRPの同意を得て一七日に組閣を完了させた。議会では三党体制が続いてゐるものの、解放後初めて共産主義者を含まない内閣が出現したのである。

① *Le Monde*, 22 et 24 mai 1946.

② cf. *L'Année politique 1946*, 1947, p. 165.

③ *Le Populaire*, 4 et 6 juin 1946, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, pp. 211-12, 214.

④ *op. cit.*, *Cahiers Léon Blum*, N° 6-8, pp. 101-03.

⑤ *Ibid.*, pp. 103-04.

⑥ *Le Monde*, 7 juin 1946.

⑦ *Ibid.*, 11 juin 1946.

⑧ *J. O.*, débats de l'A. C., séance du 12 juin 1946, p. 2495.

⑨ J. Ducloux, "Notre politique", *Cahiers du Communisme*, mai-juin 1946, pp. 397-98.

⑩ 『トール大戦回顧録(Ⅱ)』三二八—三三頁参照。

⑪ *J. O.*, débats de l'A. C., séance du 19 juin 1946, pp. 2545-48, 2550-51.

⑫ 社会党からの入閣者は副首相ブラン、内相ブブリュー、内務次官ブオント、青年・スポーツ担当次官ウイユ、及びタンギブブリシャ

ントネゲレン、モツシ、ムテが留任、ガスマユは公共事業兼運輸次官に横すくりした。

⑬ *Le Monde*, 3 sept. 1946; *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, appendice, pp. 289-92; B. D. Graham *op. cit.*, pp. 204-12; R. Quilicot *op. cit.*, pp. 211-12; R. Verdier, *op. cit.*, p. 157. 以下の定数三一の新指導委員会に於けるキム派は一六名、親共産党派はクルンシッタ他一名、親MRP派はネヤレン、残りはワイエルとハイリモン、ウエルトマイヤ、ロマン、マンリヤーを先頭とする三党体制派。

⑭ J. Ducloux, "Notre politique", *Cahiers du Communisme*, juillet 1946, p. 544.

⑮ *J. O.*, débats de l'A. C., séance du 1^{er} août 1946, pp. 2891-99, 2903-04, 2910.

⑯ 中木前掲書 一三三頁。

⑰ cf. *J. O.*, débats de la Chambre des Députés, séance du 30 nov. 1935, *L'Œuvre de Léon Blum 1934-1937*, 1964, p. 86; *J. O.*, débats du Sénat, séance du 17 juin 1936, *ibid.*, p. 302.

- ② cf. R. Rivert, "Le mouvement des prix", *Revue d'économie politique*, Vol. 52, N° 3, 1938, p. 513; P. Jermac et H. Lautenburger, "La production industrielle", *ibid.*, p. 733.
- ③ A. Lacroix, *op. cit.*, R. H. D. G. M., N° 116, p. 49.
- ④ Discours du 25 mars 1946, devant le National Advisory Council, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, pp. 192-93.
- ⑤ *op. cit.*, *Cahiers Léon Blum*, N° 6-8, p. 101.
- ⑥ J. Duclos, *op. cit.*, *Cahiers du Communisme*, mai-juin, 1946, pp. 400, 406; R. Garandy, "La bataille des salaires comme la bataille de la production est une bataille de classe et une bataille nationale", *ibid.*, pp. 478-486.
- ⑦ *Le Populaire*, 27 juin et 10 juillet 1946, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, pp. 250, 252.
- ⑧ J. O., débats de l'A. C., séance du 26 juin 1946, p. 2563.
- ⑨ *L'Année politique 1946*, pp. 179-87.
- ⑩ J. O., débats de l'A. C., séance du 2 août 1946, pp. 2942-43.
- ⑪ R. Quilliot, *op. cit.*, p. 162.
- ⑫ J. Prujà, "Ce que vaut l'argumentation des patrons et des technocrates contre la hausse des salaires", *Cahiers du Communisme*, juil. 1946, p. 580.
- ⑬ *L'Année politique 1946*, p. 237.
- ⑭ A. Lacroix, "Salaires, prix et luttes revendicatives en 1946-1947", *Cahiers d'histoire de l'Institut Maurice Thorez*, N° 12-13, 1975, p. 194.
- ⑮ J. O., débats de l'A. C., séance du 28 sept. 1946, pp. 4258-60.
- ⑯ *Le Populaire*, 13 nov. 1946, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, p. 336.
- ⑰ J. Duclos, "Notre politique", *Cahiers du Communisme*, nov. 1946, pp. 1011-13.
- ⑱ *Le Monde*, 5 déc. 1946; B. D. Graham, *op. cit.*, pp. 237-38; G. Elgey, *op. cit.*, pp. 230-31; R. Quilliot, *op. cit.*, pp. 188-89.
- ⑲ J. O., débats de l'Assemblée nationale (Assemblée N.), séance du 4 déc. 1946, pp. 55, 57-58.
- ⑳ B. D. Graham, *op. cit.*, p. 239.
- ㉑ J. O., débats de l'A. N., séance du 5 déc. 1946, pp. 63, 67-68.
- ㉒ V. Aurioi, *Journal du septennat 1947-1954*, t. 1, 1970, pp. 10-13, cf. J. Colton, *Léon Blum: Humanist in Politics*, 1966, p. 463; J. Lacouture, *Léon Blum*, 1977, p. 532.
- ㉓ J. O., débats de l'A. N., séance du 12 déc. 1946, pp. 84, 90-91.
- ㉔ *Le Monde*, 17 déc. 1946; G. Elgey, *op. cit.*, p. 234.
- ㉕ *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, pp. 345-46; J. O., débats de l'A. N., séance du 17 déc. 1946, pp. 102-05.

第四章 社共政権協力の終焉

フィリップが再び蔵相と国民経済相を兼任し、社会党が経済政策決定のフリーハンドを得、しかも選挙は数年先という状況下に誕生したブルム社会党内閣の最大の仕事は、賃金物価悪循環理論に基づいて、党是の賃金凍結と物価引き下げと

を断行することだった。一二月三一日夜のラジオ放送でブルムは、「この十数年来初めて政府は断固として、騰貴循環を断ち切り物価の体系的下落への努力をおこなうのです。……政府は不転の決意で、フランス経済を救済の唯一の道に導く仕事に取り掛かるのです」と語りつつ、賃金を凍結しつつ、四七年一月二日付で全価格の一律5%引き下げと、二ヵ月後に再度5%の引き下げを実施すると発表した^①。「十数年来初めて」という箇所を読み上げていた時、一〇年前の三六年来に成立したブルム人民戦線内閣が最初の仕事として賃上げを実施し一年後に物価騰貴と生産停滞の中で退陣に追い込まれた歴史の教訓が、ブルムの脳裡を掠めていたのかもしれない。「救済の唯一の道」と言ったのは、あながち修辭法だけの問題ではなかったのだろう。

さて、一方の共産党もこの政府決定に協力姿勢を取り、賃上げ要求を持ち出さないことを約束した^②。一六日、大統領選任のための国会議員全体会議が開催され、MRPが独自候補を擁立した一方で、共産党が自党候補を当日になって取り下げ社会党に同調した結果、オリオルが第四共和制初代大統領に選出された^③。しかし大統領選や賃金物価政策での社共協調と言っても、共産党が社会党の立場に片務的に同調したに過ぎなかった。従って、もし共産党が社会党の立場に同調しなくなった時、四六年六月の共産党の賃上げ要求の時のように、果たして社会党は共産党との妥協を追求し三党体制を維持しようと努めるかどうかの問題は、将来に持ち越されたわけである。一六日午後、ブルムは首相官邸を去る。

同夜、首相候補指名権を持つ大統領オリオルにエリゼ宮へ招かれたデュクロは、MRP首班でなければ入閣するとの共産党の立場を伝える^④。一七日オリオルはブルム内閣の前法相ラマディエを指名し、二一日にはラマディエが組閣に取り組むことが三党の賛成で承認された^⑤。そしてこの組閣段階で、共産党の政権参加の重みが大幅に減少することになった。社会党は九名^⑥、共産党とMRPは各五名入閣し確かに三党体制の大枠は維持されたのだが、急進社会主義者グループ(議席占有率七・〇%)から三名、独立共和派(同四・七%)から二名、『レジスタンス社会主義者民主連合(以下UDSR)』(同四・

表4 物価指数の変動
 〈1938年=100〉

年	月	卸売物価	消費者物価
1944	8	261	231
〃	9	254	231
〃	10	250	231
〃	11	255	231
〃	12	259	240
1945	1	260	243
〃	2	268	246
〃	3	269	247
〃	4	320	349
〃	5	366	379
〃	6	373	378
〃	7	373	405
〃	8	380	420
〃	9	421	429
〃	10	435	432
〃	11	451	434
〃	12	455	434
1946	1	457	481
〃	2	462	482
〃	3	521	490
〃	4	526	491
〃	5	620	547
〃	6	582	577
〃	7	531	576
〃	8	654	730
〃	9	673	785
〃	10	749	858
〃	11	743	856
〃	12	771	865
1947	1	874	856
〃	2	889	858
〃	3	860	838
〃	4	847	827
〃	5	946	880
〃	6	904	935
〃	7	888	965

L'Année politique 1944-1945, p. 523; *L'Année politique 1946*, p. 585; *L'Année politique 1947*, p. 367 より作成。

四%) からも一名が入閣し、この三政治集団と社会党、MRPの合計議席占有率が六一・九%だったので、社会党が決意すれば、共産党を排除しても議会内多数派をかかなりの余裕を持って維持することが可能になったのである。大統領選任で第四共和制が正式にスタートした後には誕生したラマディエ内閣は、これまでの諸内閣と違い短命を運命付けられていないため、社会党は、遅効性の賃金凍結^{II}所得政策を続行する決意を固め、前年六月以来「利潤減による賃上げと物価安定同時実現」を理論的に主張していた共産党と将来実践面でも全面衝突する可能性を考慮し、その際に備えて共産党を排除しても連合政権の延命が可能になるよう深慮遠謀を働かせたのかもしれない。事実この内閣の時、共産党が賃金物価問題に關する社会党の立場を容認しなくなり、社会党は共産党との妥協を追求せず三党体制の放棄を決意する。

一月二二日の施政方針演説でラマディエは、賃金凍結と物価引き下げの、いわゆる「ブルムの新実験」を踏襲すると宣言した。^⑦ 国民経済相フィリップ、蔵相シューマンという陣容下のこの実験は、賃金凍結こそ厳格に実行したものの、二月末になっても物価は一%程度しか下落せず、さらに三月の第二段引き下げも骨抜きになつてしまふ(表四)。一月二日付で価格の五%引き下げが実施されたと言つても、その後経営者が引き上げを申請し、大企業分を中心にそれが容易に許認可

され、第二弾引き下げの際には最初から対象外になる産品が続出したのである。斯くして実験は、賃金凍結という要素のみが一人歩きすることが明らかとなった。勿論、四六年下半期の猛烈な物価騰貴と比べれば、実験は可もなく不可もなく、実質購買力を維持したという点で破綻したとは必ずしも言えない状況にあった。しかし、前年の物価騰貴で既に傷ついていた勤労者の生活が一向に改善されなかったこともまた事実だった。

四月三〇日、共産党は賃金問題での社会党攻撃に踏み切る。まず、共産党の強い影響下にあるパリ地域金属労連が、四月中旬から賃上げ要求ストを展開していたルノー労働者を含めた、パリ地域全金属加工労働者の生産割増手当一週間当たり三フランの増額(ルノー労働者の平均時間給は二五フラン)を要求し、次いで共産党が、この要求を支持するとの声明を発表した。^⑨

翌五月一日、勤労者の団結の日であるはずのメーデーの当日に、賃金政策を巡って社共は正面衝突する。まず午後三時、^{和合}コンコルド広場でのメーデー集会。共産党側はトレーズが、「物価引き下げ政策は失敗した。従って生産割増手当増額によって賃金を引き上げなければならない」と演説し聴衆の喝采を浴び、一方社会党を代表して演壇に立ったマイエルは、「名目賃金引き上げよりも購買力を増大させる方が賢明だ」と賃上げ自粛を訴えたために野次り飛ばされてしまった。^⑩ コンコルドの名は虚ろに響くだけだった。次いで舞台は深夜閣議に移る。副首相トレーズは、「賃金と物価は地獄的循環^{スイクル・デフェルナル}を繰り返す、などという理論を認めることは共産主義者でなくなる事だ。必要なのは利潤を天引きすることだ」という、前年六月にマルクスの著作の中から再発見した理論を再度全面に掲げて賃上げ要求を正当化した。一方ラマディエとフィリップは、「不渡り手形になるだけだ」と賃上げを拒絶し、悪循環理論に基づく「ブルムの新実験」の有効性に固執した。そして、MRP出身の副首相テートジエン、急進社会主義者グループと独立共和派出身の両國務相デルボス Y. Delbos とロクロール M. Roquere は特に発言を求めラマディエ支持を明らかにし、さらにUDSR出身の在郷軍人・戦争犠牲者担当相ミッテラン F. Mitterand もまたラマディエの立場に同調した。斯くして閣議は合意に達せず、オリオルの助

言でラマディエが、賃金凍結政策の是非を政府信任投票という形で国民議会に問うと決定し、閣議は散会となった。^⑩ 共産党閣僚が不信任に回れば解任は不可避であり、信任に回れば、家族手当算定方式修正と所得税免除下限引き上げによる極く僅かな収入増という妥協^⑪に達しえるとしても、賃金凍結が続くのは誰の目にも明らかだった。共産党は前者を選択する。

五月二日と四日の国民議会は社共対決の場と化した。まず二日の信任問題趣旨説明の際、ラマディエは賃金凍結政策への支持を訴え、一方デュクロは、利潤を減らせば物価騰貴を誘発せずに賃上げが可能になるとの立場を繰り返して説明した。^⑫ 次いで四日、共産党を除く全与党は信任票を投じ、一方の共産党閣僚・議員は挙って不信任に回り、結果は一七四票差で信任案が可決された。^⑬ こうして社共は、決裂というクライマックスに向かって大きく足を踏み出した。

何故社会党は共産党との妥協を追求しなかったのか。四五年末の社会党は賃上げ要求を支持したのではなかったか。剩え、四六年夏には共産党に同調して賃上げを承諾したのではなかったか。それなのに何故四七年五月には賃上げを承諾しなかったのか。アメリカ圧力論に依拠してこの問いに回答すれば、アメリカの支援獲得のために共産党を排除する口実・技術的理由・形式的契機が必要になり、共産党閣僚を不信任投票へと追い込むべく賃上げを拒絶したに過ぎず、従って外圧がなければ、社会党は四六年夏同様に賃上げを承諾したかもしれない、となるだろう。だが果たして事実はそのようだったのだろうか。

アメリカ圧力論がなぜ説明不足なのかを明らかにするには、その論者自身の指摘から出発するのが適當である。「経済危機に喘ぐフランスもまた、……四六年春のブルム渡米を起点としてアメリカ資本の援助への依存による経済復興路線をとり、それだけアメリカ国際路線の一環に組み込まれ、従属せざるをえなくなる。^⑭」アメリカ援助への依存によって従属が不可避となる、というこの指摘に疑問を挟む者は一人もいないだろう。しかし、外国援助を得れば代償として援助の額と質に応じてその国に経済的ひいては政治的に従属せざるを得なくなる、ということに無理解な政治指導者もまた一人もいないだろう。事実、当時のフランス社会党指導者等は、資本主義国アメリカの経済援助を受け入れれば、社会主義社会

への準備段階にある解放後のフランス——彼らはそう自負していた^⑤——の経済的政治的独立を脅かしかねないことになるなど、誰よりも良く承知していた。従って従属化要素を少しでも小さくするために、国内努力によって必要な援助額を圧縮しなければならぬのだが、社会党にとってこの国内努力とは、賃金凍結という強力なインフレ対策に他ならなかった。実際四七年五月一日の閣議で、ラマディエは、(一)賃上げは通貨暴落を招き輸入価格を上昇させる (二)そうなれば輸入量を削減するか輸入品販売価格を引き上げねばならず (三)それを回避しようとするなら外国クレジットを求めざるを得なくなり、その結果は国の独立を失うことになることと語り、さらにフィリップも、(一)賃上げして原価を引き上げるようなことがあれば戦争以来落ち込んでいる輸出がさらに後退し (二)その結果外国クレジットが一層必要となり国の独立は危うくなると主張し、双方とも賃上げが国の独立に及ぼす影響への懸念を表明している^⑦。翌二日の議会でもラマディエは同じ懸念を強調し、(一)ルノー労働者の賃上げを認可すれば他の労働者の賃金も引き上げなければならなくなり (二)そうなれば、輸出はフラン切り下げによってしか可能とならず、しかも切り下げれば輸入が困難となる (三)この閉塞状況打開のためには外国クレジットが必要となるが (四)クレジット交渉は当然のことに政治取引となり、クレジットを得る毎にフランスの独立が失われていくと述べている^⑧。社会党のインフレ対策のなかで賃金凍結が重要な位置を占めていたことは前章で既に指摘したが、ラマディエとフィリップのこの懸念をみれば、賃金凍結によるインフレ克服とは、フランスの経済的政治的独立を維持するとの重大な意味合も内包していたことが推察できるだろう。確かに四六年夏のワシントン財務協定批准論議の際社会党は、外国援助獲得のためには国内市場開放も辞さない主張していたが、これは、無制限の市場開放を意味していたわけでは当然なく、むしろ、外国援助は市場開放圧力に転化するとの現実認識の発露だったと言えるだろう。正確なところ社会党には、市場開放を一定の枠内に押さえ込むためにも賃金凍結が必要だと思われたのである。

しかも賃金凍結は本来、資本の拡大再生産を助長するという意味で、インフレ対策ばかりでなく、生産増強に際しても外国援助に勝るとも劣らず有用なものである。従って、賃金凍結でインフレを押さえ国の独立を維持すると同時に剰余価

値率を最大限高め、これとアメリカ経済援助の両面から設備近代化等の資金を捻出して生産増強を達成する——これが社会党の戦後経済復興路線の本質だった、と言わなければならないだろう。

しかも賃金凍結政策は、社会主義社会実現への社会党なりの展望に深く、二重に組み込まれてさえた。第一の点は、社会党、特にブルム・マイエル派が解放後段階を、社会主義社会への準備期だが依然資本主義社会の枠組み内にある「権力（エグゼクティブ）の行使」段階と規定し、この段階では、資本主義体制下ゆえに労働者階級が賃金凍結等の経済的抑圧を被るの回避できないと見做し、その代償として労働立法や民主憲法等の政治的民主主義改革を位置付けていたことである。従って、抑圧と代償のバランスを労働者が理解し社会党を支持すれば社会主義社会に繋がる諸改革は容易に進展するのであり、社会主義者は正にこのこと——四七年五月という時期にあつては、賃金凍結を忍従すること——を労働者階級に説得するという「困難だが可能」な仕事を任務としなければならない、と考えられていたのである。^⑩

第二点は、解放後の社会党、特にブルム・マイエル派が、「権力の行使」理論を補完する形で、社会主義社会は人間がそれを望ましいもの正しいものと認識することから生まれるという立場を取り、党のブルジョワ化・プロレタリア的特質喪失を恐れずに全階級、特に中産階級に社会主義への支持を訴えかけるよう主張していたことである。「権力の行使」理論を労働者に説得することが困難ゆえに彼らの支持を一部失う場合、それを他階級から補充しようというわけである。そして、革命の主体は労働者階級でなく社会主義の正当性を認識しえる人間一般にあると考えた以上、次回選挙まで四年近くもある四七年五月という時期にあつて社会党の目に重要だと映ったのは、賃金凍結という犠牲を労働者に強いても次回選挙までに自党の手で経済復興を成し遂げその後に賃上げも実現して、最終的に、労働者を含めた国民一般の社会主義より正確に言えば社会党への信頼を昂めることだったのである。そしてこの選挙への配慮が、賃上げを四五年末と四六年夏には支持・実現させておきながら四七年五月には拒絶した理由を説明する。何故なら、四五年末と四六年夏の時点で賃上げを拒否することは、各々半年以内に予定されていた選挙で労働者の恨みを一身に浴びることを意味したうえに、当時政

府の中枢を握っていたのがド・ゴールとMRPである以上、賃金凍結でインフレが克服され生産が回復しても国民の支持を享受することになるのは両者であり、また逆に賃上げから物価騰貴が生じてもその責任を両者に押しつけられるために、社会党は賃上げ要求を支持するのに吝かでなかったのだが、四七年五月に政府中枢を占めていたのは社会党であり、安易に賃上げを認めて物価騰貴を誘発すればその責任を国民全体から問われかねず、それを恐れたために社会党は賃金凍結に固執したと考えられるからである。事実ラマディエは四七年五月二日の議会演説で、またブルムは機関紙上で各々、前年夏の賃上げが同年秋に物価を押し上げたことと分析しこの轍を踏んではならないと主張していたが、四六年一月選挙でのMRP後退の主因がこの物価騰貴にあったことは周知の事実であった以上、賃金物価悪循環の轍を踏まないというこの決意は、MRP選挙敗北の轍も踏まないという決意でもあったのである。

このように社会党の賃金凍結政策は、アメリカ援助獲得のために共産党を政権から排除する口実等を得るとかに留まらず、独立を維持しつつ経済復興を計るという重要な含みのある、かつ社会主義の名の下にそれなりに体系を整えた政策だったのである。

とは言え、共産党を政権から排除するには相当な覚悟が必要であり、その是非を巡って社会党内で激しい論争がおこった。五月四日の信任投票直後、まず指導委員会は、共産党を連合政権から排除すれば社会党は余りにもMRP寄りになってしまうと懸念する書記長モレの主張に沿って、共産党閣僚解任の際は内閣も総辞職すべきことを一二対九で決定し、賃金凍結を実施しかつ共産党が加わる三党体制新政権樹立の僅かな可能性を残そうとした。ところが議員団は同日、そのような可能性を認めず共産党を排除すべく内閣延命を構想するブルムの提言に基づいて、総辞職是非の決定は全国評議会でおこなうべきだとの決議を六九対四で採択した。そして同日再度指導委員会が開かれ、今度は一〇対九でこの議員団決議に同調することが取り決められた。^②翌五日、大統領オリオルと首相ラマディエは、共産党閣僚解任とその後任を発表し、社共政権協力が終止符を打つ決意を示す。そして最終決定の場となった全国評議会は七日末明、内閣総辞職を訴えるモレ

表5 共産党とMRPの得票率増減分類(1945年10月選挙～1946年11月選挙)

		名	県
分 類 A	分 類	Calvados	○
		Charente	△
		Corrèze	△
		Isère	○
		Meurthe-et-Moselle	△
		Nord	○
		Oise	△
		Bas-Rhin	○
		Haut-Rhin	○
		Var	●
Vaucluse	○		
分 類 B	分 類	Hautes-Alpes	○
		Ardennes	▲
		Marne	■
		Pyrénées-Orientales	■
		Vienne	▲

分類A：内閣延命派県連

分類B：内閣総辞職派県連

○ 共産党が伸長しMRPが後退

△ 共産党の伸長がMRPの伸長を凌駕

● MRPが伸長し共産党が後退

▲ MRPの伸長が共産党の伸長を凌駕

■ 両党ともに後退

(社会党は全県で後退)

派及び親共産党派と、内閣擁護派との間の一二時間に亘る激論の末、改造ラマディエ内閣延命を二五二九対二一二五で決定した^④。斯くして以後社共関係は、対決へと駆け足で登りつめていった。

内閣延命を決定し三党体制Ⅱ社共政権協力を葬り去るのに力があつたのは、議員と閣僚経験者を多数抱えるブルム・マイエル派だった。事実、議員団は内閣延命に好意的だったと言ってよいだろうし、また四日の指導委員会に於いて、総辞職に反対した者は全員が議員で、一方総辞職を主張したのは、非議員集団の色彩が濃い、モレ派(モレを含めて二名だけが議員)と親共産党派(二名とも非議員)だった。さらに、前年八月の党大会で旧指導委員会活動方針報告に賛成していた、ブルム・マイエル派と目される一七の本土県連(本土県連総数は九〇)のうち、七日の全国評議会では一一県が内閣延命を支持、五県が総辞職を要求、一県が欠席だったことからみて、下部ブルム・マイエル派の多くの者も、議員に同調して社共政権協力の清算に踏み切った、と言ってよいだろう。興味深いことに、社会党は自党の出血でMRPではなく共産党が伸長し続けていると考える傾向が強かったが、実際、前述の一七の県連のうち内閣延命派の一一県では、社会党が失った票はMRPでなく共産党へ流れていた。この事実が、これらの県連にMRPでなく共産党を排除するという形で三党体制の放棄

を決意させた、有力な要因だったと考えるよいだろう。他方総辞職派の五県では、社会党から共産党への票の移行という現象を明確に認めることはできなかった(表五)。

対共産党姿勢の変遷を社会党内状況からまとめれば、初めは三党体制の熱心な擁護者だったブルム・マイエル派が、まず四六年夏段階で、党の自立性を重視し、共産党

及びMRPとの政権協力に懐疑的なモレ派の立場に接近し、さらに変化して四七年五月には共産党との政権協力のみを断つ方向へ進んだ結果、共産党排除の絶対多数派が党内に形成され社会党全般が共産党との政権協力を清算することになった、と言えるだろう。皮肉な役割を演じたのはモレ派で、四六年八月には三党体制への党内不満を結集して指導委員会多数派の座を握ったのだが、四七年五月には、ブルームーリエル派が捨てた三党体制を不本意ながらも拾いあげなければならぬ、という羽目に陥ったのである。

- ① *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, pp. 356-57.
- ② *Le Monde*, 1er et 2 janv. 1947; J. Duclos, "Notre politique", *Cahiers du Communisme*, janv. 1947, p. 7.
- ③ *Le Monde*, 17 et 18 janv. 1947.
- ④ V. Auriol, *op. cit.*, p. 24.
- ⑤ J. O., débats de l'A. N., séance du 21 janv. 1947, pp. 33, 37-38.
- ⑥ 国務相トブマン、国民経済相ノートルマン、通産相ロスマン、青年・芸術・文藝担当相ブルマン、P. Bourdan 及びユレー内閣、内閣内閣を通過し閣内閣に任じたレオン・ブームリエル内閣、タンケーン・リッシャントナ。
- ⑦ *Ibid.*, p. 29.
- ⑧ *L'Année politique 1947*, p. 21, 63-64.
- ⑨ *Ibid.*, p. 66; *Cahiers du Communisme*, mai 1947, p. 435.
- ⑩ *Le Monde*, 3 mai 1947.
- ⑪ *Ibid.*, 1er-2 et 3 mai 1947; J. Duclos, "Notre politique", *Cahiers du Communisme*, mai 1947, pp. 357-58; V. Auriol, *op. cit.*, pp. 205-10; id., *Mon septennat 1947-1954*, 1970, pp. 31-35.
- ⑫ トブマン、ブルマンの収入を承認しなかったこと。cf. V. Auriol, *Journal du septennat 1947-1954*, p. 205.
- ⑬ J. O., débats de l'A. N., séance du 2 mai 1947, pp. 1426-35.
- ⑭ *Ibid.*, séance du 4 mai 1947, pp. 1466, 1473-74.
- ⑮ 中木道雄 一八〇頁。
- ⑯ cf. "Les devoirs et les tâches du socialisme", discours du 20 mai 1945, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, p. 8.
- ⑰ V. Auriol, *op. cit.*, pp. 206-07.
- ⑱ J. O., débats de l'A. N., séance du 2 mai 1947, pp. 1426, 1428.
- ⑲ cf. Discours au XXXVIII^e Congrès, 1er sept. 1946, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, pp. 282-84; "Exercice et conquête du pouvoir", 30 mai 1947, *Ibid.*, pp. 427-37.
- ⑳ cf. *op. cit.*, discours du 20 mai 1945, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, p. 6; "Le Socialisme Maître de l'heure", discours du 13 août 1945, *Ibid.*, pp. 70-73; discours du 1er sept 1946, *Ibid.*, pp. 280-81, 283-84; J. Colton, *op. cit.*, p. 457; トブマン、H (大隈) 大隈記『社会録と権威』一九六三年、タケヤン社、二六—二七頁参照。
- ㉑ J. O., débats de l'A. N., séance du 2 mai 1947, p. 1427; *Le Populaire*, 4-5 mai 1947, *L'Œuvre de Léon Blum 1945-1947*, pp. 408-09.
- ㉒ *Le Monde*, 6 mai 1947.

② テートジェンとデルボス、モック、ラコスト、ロクロール。

Brunn 1945-1947, pp. 410-11.

③ *Ibid.*, 8 mai 1947: *Le Populaire*, 8 mai 1947, *L'Œuvre de Léon*

④ B. D. Graham, *op. cit.*, appendice 2, pp. 268-73.

結 語

社会党の、より正確に言えば、ブルム・マイエル派の対共産党姿勢が協力から対決へと変遷した原因の一つは、まず構造的なもので、選挙結果で表現される社共勢力状況の進化(社会党の犠牲の上で共産党が議席拡大)そのものの中にあつた。選挙を重視する社会党のような政党にとって選挙敗北は、自党の犠牲の上で勝利したと見做しえる政党への対応再検討を必然化させる重大事件である。政党協力とは本来、政党間に勢力移動が生じると、勢力を失った党がその程度に応じて抵抗器を両党間に設置し、終には協力関係自体が断線しかねない傾向を内包しているものだが、解放後のフランス社共関係はこの轍を正確にたどつたわけである。

確かにこのような傾向も、両党が政策面で一致し続けるならば押さえられるかもしれない。しかし、この時期のフランス社共には、そのような重しさえ取り払われてしまった。社会党は、賃金凍結とアメリカ援助によって経済復興を達成しその後に賃上げを認めるパイ大型化政策を党是とし、経済政策決定中核を握つた四六年上半期のグアン内閣期にまずこれを実践に移した。ところが、解放来社会党同様にパイ大型化を第一目標に掲げ賃上げに冷淡だった共産党が、同年六月、「利潤削減による賃上げと通貨安定同時実現」との主張を突如持ち出しパイの分配方法を問題視するようになったために、同月の選挙敗北で生じた社会党の対共産党関係見直し傾向が加速された。そして、同年下半期のビドー内閣期にコストプッシュ・インフレ現象を目的あたりにして賃金凍結政策の有効性を愈々確信するようになっていた社会党の手に再び政策決定中核が移つた四六年末以降、社会党はMRPと手を携えて賃金凍結とアメリカ援助獲得に邁進し、一方共産党は四七年五月に賃上げを強硬に要求するようになった。斯くして、二度の選挙敗北で共産党不信を募らせていた社会党、賃金凍

結のためには共産党閣僚解任が必要となった社会党は、アメリカの共産党排除要求を受け入れることに何らの躊躇も感じなくなった。換言すれば、共産党閣僚解任は、社会党経済復興路線の共に不可欠な要素である賃金凍結とアメリカ援助獲得を同時に保証する、一挙両得の措置だったのである。

賃金問題での対立や勢力変動がなかったとしても、社会党はアメリカの圧力を受け入れて共産党を政権から排除したのではないだろうか。確かに、このような仮定は可能かもしれない。しかし同様に、アメリカの圧力がなかったとしても、選挙敗北と賃金問題での対立という原因だけで社会党は共産党排除を決意したのではないか、と仮定することも可能である。重要なのは、仮定の論議に耽るよりも、歴史の事実全体の中から我々が引き出すことができる、引き出さねばならない教訓は一体何であるかを見極めることだろう。

ともあれ、アメリカの圧力という外因だけでなく、国内状況をも考慮した上での先の結論も、共産党閣僚解任要因の全体像を把握するには未だ至っていない。何故なら、被解任側の動態が殆ど射照されていないからである。なぜ共産党は当初賃上げに冷淡だったのか。なぜ共産党は社会党との決裂覚悟で四七年五月賃上げを強要したのか。よく言われるように、フランス共産党の政策決定の背後にはクレムリンの影響力行使があったのだろうか。全体像把握へもう一步近づくためには、共産党の動向にも光を当てなければならぬだろう。

(京都大学大学院生)

The Japan Communist Party tried to keep the proletariat from joining in the movement, because they were afraid that it might result in the stabilization of the bourgeois rule.

In June 1923, the Advisory Committee on the Election Law in the House of Representatives suggested that the number of the enfranchised people should be tripled. The government referred this suggestion to the *Hôsei-Shingikai* 法制審議会, Legislative Council, which was in charge of investigating the important bills in advance. Thus, since the previous revision of the election law (1919), it was not till the Government of *Katô* that the new revisions was actually inscribed on the political calendar. And the cabinet of *Yamamoto* 山本 took over the revision work.

Coalition et Rupture entre la S. F. I. O. et
le P. C. F. 1944-1947 : sur le plan socialiste
d'un gouvernement et la stratégie socialiste
de reconstruction de l'économie française

par

Yoshihiko Sugimoto

En mai 1947, la S. F. I. O. a exclu les communistes du ministère à sa direction. Jusqu'ici on affirme bien des fois qu'il s'agit là d'un effet de la doctrine Truman présentée en mars de la même année, politique anticommuniste d'intervention américaine en Europe, qui aurait fait imaginer aux socialistes que la révocation des ministres communistes leur apporterait les crédits américains pour la reconstruction de l'économie française. Sans doute sur l'éventualité d'une aide américaine, les socialistes ont fondé leur stratégie de reconstruction économique, mais elle reposait aussi sur le blocage des salaires. Ce blocage, pris par tous les trois gouvernements à direction socialiste, était «leçons de l'histoire» que de l'échec économique et financier du Front populaire les socialistes ont dégagées et qu'ils intégraient à fond dans leur idée d'une «voie au socialisme», de sorte que l'appui des communistes à la demande d'augmentation a de sa nature rendu les

socialistes répugnants à la participation communiste.

Mais les socialistes n'oscillaient-ils pas à l'égard d'une politique des salaires à mettre en pratique? : tantôt transigeants tantôt intransigeants sur le blocage. Le fait est que cette oscillation s'est rattachée aux élections; ils, saisis de crainte de les perdre, par exemple en été 1946, étaient prêts à accepter l'augmentation. En 1947, ils étaient presque libres de cette sorte de crainte.

C'est ce problème d'élection qui a aussi exercé une influence funeste sur les rapports de la S. F. I. O. avec le P. C. F. La S. F. I. O., essayant les défaites électorales au profit du P. C. F., n'aurait-elle cessé de s'accommoder de la coalition avec lui? L'inimitié des socialistes contre le P. C. F. s'est développée par degrés avec leurs défaites, ce qui a aussi entraîné fatalement, semble-t-il, la rupture.